

## 吹田市都市公園条例及び施行規則の一部改正の骨子案

### 1 改正理由

都市公園は独占排他的な使用、公衆に迷惑や危害を加える行為又は公園施設を損傷する行為でなければ、原則自由に利用できます。

一方で、近年、公園に対する要望、苦情等は多様性を増し、公衆に迷惑となる行為などは、都市公園条例などの禁止行為に照らし合わせ、事例ごとに対応しています。

また、都市公園法の一部改正により、都市公園の占用物件に保育所その他の社会福祉施設が加えられ、占用期間が長期になることから、許可の期間を見直す必要があります。

このような状況に対応するため、吹田市都市公園条例及び施行規則を一部改正するものです。

### 2 改正内容

#### (1) 吹田市都市公園条例第6条（行為の禁止）

ア 公衆に危害を及ぼすおそれのある行為

イ 公衆の迷惑となる行為

を行為の禁止に加え、各号の文言も一部整理する。

理由は以下のとおり。

(ア) 禁止に該当する行為を明確に定め、条例が都市公園の自由な利用の妨げとならないようにする。

(イ) 各公園の利用状況や苦情・要望が異なり、危険な行為や迷惑な行為のみを禁止することで、各号に定める行為以外にも対応が可能。また、ルールやマナーを重視した公園利用が期待できる。

(ウ) 根拠規定を明確に定めることで、迷惑行為等の未然防止又は抑止を図る。

#### (2) 吹田市都市公園条例第23条（許可の期間）

第9条（占用の許可）に係る許可の期間を5年以内から都市公園法で規定する許可の期間の最大となる10年以内に改正する。

理由は以下のとおり。

ア 保育所その他の社会福祉施設は、比較的長期に渡って運営される。

イ ニュータウン地域の待機児童解消のため、国家戦略特区法を活用した保育所の建設が高野公園で進められている。

#### (3) 吹田市都市公園条例施行規則第13条（許可の期間）

占用物件に「保育所その他の社会福祉施設」を加え、許可の期間を10年以内とする。

### 3 施行予定年月日

平成29年（2017年）12月25日